

令和6年7月25日開会

第768回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第 1 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)
等許可申請に対する許可について (生涯学習課)

議案第 2 号 令和 6 年度むつ市一般会計補正予算について (生涯学習課)

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 むつ市議会第 2 6 0 回定例会報告 (総務課)

報告第 2 号 臨時代理した事項の報告について (総務課)

報告第 3 号 臨時代理した事項の報告について (総務課)

報告第 4 号 臨時代理した事項の報告について (総務課)

報告第 5 号 令和 7 年度使用教科用図書採択について (学校教育課)

報告第 6 号 臨時代理した事項の報告について (学校教育課)

< その他 >

議案第 1 号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 6 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 2 5 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

令和 6 年 7 月 3 日付けで、むつ市長から申請のあった、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ 3 3 群に対し、各群 2 頭ずつの計 6 6 頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するためのものである。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 山本知也 様

令和6年7月3日付け、む農林第149号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会

教育長 阿部謙一

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。

以上

議案第2号

令和6年度むつ市一般会計補正予算案

令和6年度むつ市一般会計補正予算案を提出したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和6年7月25日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

下北文化会館実施の事業について、自治総合センターから助成金交付決定の通知があったことから、補正予算案を作成したものである。

令和6年度むつ市一般会計補正予算案（生涯学習課分）

1 概要

自治総合センターの地域コミュニティ助成事業に採択された下北文化会館実施の「會舞道郷人しもきた公演」事業への補助金について補正するものである。

2 補正予算案

文化振興費

負担金補助及び交付金

80千円 → 2,080千円（補正後） 補正額2,000千円

内訳

コミュニティ助成事業費補助金 2,000千円

むつ市議会第260回定例会報告

会期：6月4日（火）～6月27日（木）

1. 一般質問 6月13日（木）～14日（金）、18日（火）

質問者 15番 井田茂樹 議員

質問事項：2. 教育行政について

(1) 学校給食への地場産品の積極的活用について

質問の要点：① 学校給食無償化後の地場産品の積極的活用について

【答弁概略】

2. 教育行政について

① 学校給食無償化後の地場産品の積極的活用について

地産地消の重要性につきましては、強く認識しておりこれまで同様、地元食材の積極的な利用を図ってまいります。食材等の高騰は懸念されるところですが、栄養職員の創意工夫、生産者や経済団体等の御協力もいただき、今後も満足していただける給食の提供に努めてまいります。また、議員が御懸念されている学校調理員の待遇につきましては、給食費と調理員の給与等に関係はなく、学校給食費無償化により調理員の待遇が変わることはございません。

（再質問）食べ残しの現状と今後の対策について

学校給食での食べ残しの現状につきましては、例えば1日約800食を提供している給食施設におきましては、一日当たりの食べ残しは平均で約37キログラム、一人あたり約46グラムとなっております。

各学校では、苦手なものにチャレンジする取組、教職員による声かけの他、給食だよりなどを活用し、食育活動に取り組むことで、食べ残しが少なくなるよう指導しております。（仮称）むつ市防災食育センターでは、調理工程を見学できるスペースが設けられますので、見学を通じて食育に取り組むことで、食べ残しの減少に寄与していけるものと考えております。

質問者 1番 高橋征志 議員

質問事項：1. 中間貯蔵施設について

(2) 事故発生時の対応について

質問の要点：② 関根小中学校、保育園への連絡体制や保護者への引き渡し等の準備はできているか

質問事項：3. 子育て・教育支援の拡充について

(1) 無償化メニューの拡充について

- 質問の要点：① 英語検定料補助交付事業について、全額助成にし、さらに年3回の補助に拡充できないか
- ② ジュニア大使派遣事業における派遣費用の無償化への市の見解について

【答弁概略】

1. 中間貯蔵施設について

- ② 関根小中学校、保育園への連絡体制や保護者への引き渡し等の準備はできているか

市内小中学校においては、中間貯蔵施設での事故に限らず、自然災害や東北電力東通原子力発電所の事故を想定した連絡体制の確立や引き渡し訓練を実施するなど、児童生徒の安全の確保に努めております。

3. 子育て・教育支援の拡充について

- ① 英語検定料補助交付事業について、全額助成にし、さらに年3回の補助に拡充できないか

本事業は「中学生の英語検定に挑戦しようとする意欲を喚起し、英語力を高めグローバル社会で生き抜く人材の育成を図る」ことを目的に、昨年度より実施しております。

補助額については、英語検定はあくまでも希望者が受験する民間の検定試験であり、検定料を全額補助することは馴染まないと考え年度内に一度限り、検定料の半額を補助する形で実施しています。開始2年目の事業であることから、利用者の推移を踏まえながら今後の事業のあり方を検討してまいります。

- ② ジュニア大使派遣事業における派遣費用の無償化への市の見解について

海外での生活を直接体験することでしか得られない経験は、何物にも代えがたい財産であり、派遣を終えた大使たちは、英語力のみならず、ものの見方や考え方等の面でも大きく成長して帰ってきております。可能であれば1人でも多くの中学生に経験して欲しいところではありますが、予算や安全上の理由により近年は10名の大使を募集し、派遣に係る経費の一部として、一人3万円をご負担いただいております。

その理由といたしましては、現地ではホストファミリーをはじめ、本市とも深く交流のある半島国際交流協会の皆様から、歓迎パーティーや観光地の案内など、たくさんのおもてなしを受けることから、その実費負担の一部として納めていただくもので、旅費としての性格を持つものではありません。

(再質問) 派遣にかかる費用3万円を負担させる根拠は。

要項を定め、それに基づき募集している。

質問者 12番 佐藤 広政 議員

質問事項：1. 教育行政について

- (1) むつ市教育研修センターの役割と活用状況は
- (2) 学校教育費、学校運営費は物価高騰に対応出来ているのか

質問の要点：① むつ市教育研修センターは、現状どのような活用をされているのか

② 学校の予算は物価高騰に対応できているのか

【答弁概略】

1. 教育行政について

① むつ市教育研修センターは、現状どのような活用をされているのか

主にむつ市を含む下北地区の教員の研修及び教育相談の2つの業務を行っております。

教員の研修につきましては、弘前大学教育学部と連携し教員向けの講座を開催しており、令和5年度の実績といたしましては、14の講座を開催し、延べ345人の教員に受講いただいております。

また、教育相談につきましては、センター内にむつ市教育相談室を開設し、児童生徒や保護者を対象にした教育相談、不登校児童生徒を対象にした適応指導を行っております。令和5年度の実績としては、教育相談が53件、適応指導が延べ747人となっております。

(再質問) 施設の老朽化が進んでいるのではないかとと思うが、その対策は

当センターは築50年が経過した建物ではありますが、何か不具合があれば、すぐに修繕を行い、子供達の活動に影響がないように努めております。また、暑い日や寒い日は、冷暖房の設備が整った部屋で安心・安全に配慮しながら活動を行っております。加えて、例えばペンキの塗り直しが必要なドアがあれば、子ども達が自ら図案をデザインしてペンキを塗るなど、今の施設だからこそできる活動にも取り組み、工夫しながら施設を利用しております。

(再質問) 代替、または建て替えの考えはあるのか市長に伺う

児童生徒が安心して活動できるよう、代替施設の確保または建て替えを含め、教育委員会とともに取り組んでまいります。

② 学校の予算は物価高騰に対応できているのか

令和6年度予算における学校の施設管理に係る燃料費等の費用につきましては、物価高騰分を見込んだ内容となっております。また、学校運営に係る費用につきましては、学校運営に支障が生じない範囲で経費節減等に努めていただいております。

(再質問) 今後予算等拡充等は考えなければならないのではないかとと思うが、考えを伺う

現段階におきましては、予算が足りない状況にはございませんが、各学校から

は、商品の値段が上がり大変であるとの話は伺っております。教育委員会といたしましては、経費節減の願いは継続しつつ、今後、学校運営に影響が生じるような場合は、予算措置も含め検討してまいりたいと考えております。

質問者 14番 中村正志 議員

質問事項：1. 教育行政について

- (1) 中学校の定期テストについて
- (2) 県立高校入試について

質問の要点：① 現状はどうなっているのか。回数を減らし学校は

- ② 回数を減らした理由は
- ③ 教育委員会としての見解は、各学校に任せているのか
- ④ 青森県の平均点は発表されたが、むつ市の平均点は把握しているか
- ⑤ むつ下北と他地区との出願状況の差について、どのように感じているか
- ⑥ 出願先、志望校決定について、どのような指導を行っているか

【答弁概略】

1. 教育行政について

- ① 現状はどうなっているのか。回数を減らし学校は
- ② 回数を減らした理由は
- ③ 教育委員会としての見解は、各学校に任せているのか

市内中学校の定期テストにつきましては、9校中7校が年4回、2校が2学期の中間テストを廃止した年3回で実施しております。定期テストは学習内容の定着を図る教育活動の一環であり、その在り方は各校が主体的に定めることとされております。回数につきましては、教育委員会が方針を示すことはなく、各学校が編成した教育課程に基づき、創意工夫の下、実施しております。テストの回数を減らした学校においては、テストに使用していた時間を授業とすることで授業時間を確保し、生徒個別の課題に応じた補充をしたり、キャリア教育等の時間に充てて職場体験学習に向けた学習をしたりと、教育活動の充実に努めております。

(再質問) テストが減ったことにより、評価方法にも変化が出ると思うが、その方法、生徒や保護者への周知はしているのか。

説明の詳細等については全てを把握している訳ではありませんが、各校においては、授業への参加の仕方、提出物の在り方、単元末テストや定期テスト等を総合的に判断するといったように、普段の努力が軽視されないような評価がなされているものと認識しております。児童生徒の学びの自己評価を含め、テストの回数が変わっても、評価の本質は変わらないものと考えております。

(再質問) 市内全中学校に2学期の中間テスト廃止が広がっていくのか。

子どもたちの力を最大限に伸ばすための最適な方法は、それぞれの学校が定め

ることとなっております。市内小中学校の定期テストについては、引き続きより良い在り方を学校と協議していきます。

④ 青森県の平均点は発表されたが、むつ市の平均点は把握しているか

県立高校の入試結果につきましては、県教育委員会からは県全体の平均点のみが公表されております。市町村毎の平均点は公表されておりませんが、当市の平均点につきましては、その概要を把握いたしております。

⑤ むつ下北と他地区との出願状況の差について、どのように感じているか

出願状況につきましては、私立高校の有無、生徒数と高校の定員数等の状況により地区ごとに差が生じており、ここ数年、下北地区の入試倍率は0.8倍から0.9倍で推移しております。この状況が入試に向けた生徒の学習意欲の低下につながることを懸念する声を耳にすることもあります。重要なのは、入学後3年間自らの未来のために学び続ける意欲とその意欲を形にする学力であると考えており、各校において、生徒が自分の将来について前向きに進路を選択し、中学校卒業後もしっかりと学び続ける力を身につけることができよう努めております。

⑥ 出願先、志望校決定について、どのような指導を行っているか

各中学校とも、高校の体験入学への参加、保護者との三者面談や職場体験学習の実施、また、小学校1年生からの学びと活動の様子を蓄積する「キャリアパスポート」の活用等、様々なキャリア教育を通じて、一人ひとりが自分に適した進路選択ができるよう支援しております。進学希望の生徒に対しても学力を基に教員が志望校を指導するのではなく、生徒が望む進路を実現できるよう、意志を尊重し、指導を行っているところであります。

2. 議案審議 6月19日(水)

教育委員会関係

議案第52号 令和6年度むつ市一般会計補正予算

学校給食費無償化事業費及びICT学習環境整備事業費のほか、市内小中学校のトイレ改修に係る学校環境整備事業費を計上。

⇒6月27日(木) 原案可決

議案第53号 財産の取得について

夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校に冷房設備を配備するものである。

⇒6月27日(木) 原案可決

3. 所管事務調査 6月19日(水)

総務教育常任委員会

調査事項:市内の児童生徒の防犯対策について

【現状】

各学校では、地域及び児童生徒の実態に応じ、全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることや、学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数をゼロにすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指し、学校安全計画を策定しています。

内容については、安全教育に関する事項と安全管理に関する事項があり、特に安全教育に関する事項では、学年や月ごとに、学級活動や学校行事、課外活動等での指導事項を学年別・月別に設定しております。

例えば、小学校低学年であれば、「安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。」ことを重点とし、通学路の確認や安全な登下校等についての指導、交通安全教室や避難訓練等を、地域や児童の実態に応じて実施しております。

【問題点】

学校安全の取組については、全ての教職員がその重要性を認識し、様々な取組を役割分担しながら進めるために、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解を図り、役割分担を明確にしつつ取組を進めていくことが必要です。また、保護者や関係機関等と連携協力を図ることが重要であることから、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要であると捉えております。

【対応策】

学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった災害等が発生していることから、学校は、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画等や取組を毎年見直すことが求められています。

教育委員会では、各学校の学校安全全体計画等を確認し、各教科における安全学習や学級活動、学校行事を通じた安全指導が、児童生徒や地域の実態を踏まえて計画的に行われているか確認を行っております。

また、大型連休や長期休業の前には、各学校に対し、生徒指導及び安全指導の徹底をお願いしており、各学校では児童生徒に指導するとともに、学校だよりや参観日などを通じて、保護者への啓発にも努めております。

【市全体で行っている防犯対策について】

防犯カメラの設置状況につきまして、市内小・中学校では16校に職員玄関または児童生徒玄関に設置されております。また、カメラ付きインターホンや職員玄関を開けると音が鳴る機械を設置している学校が2校、未設置が3校となっております。

地域住民による対策といたしましては、交通整理員の配置と見守り隊による取組がございます。交通整理員は市内9カ所に配置されており、横断歩道等において児童生徒の誘導や通学路の安全確保に努めていただいております。見守り隊については、4月1日現在で237名の皆様に登録していただき、声かけ事案等の不審者情報や通学路の危険箇所について情報を共有しながら、見守り活動を行っております。

他にも、民間企業より安全笛を毎年受領し、市内小学校の新入学児童へ配布したり、不審者や声かけ事案等について、警察と連携して情報共有し、各学校及び関係機関へ注意喚起したりしております。

報告第2号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和6年 7月25日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

GIGAスクール構想により整備した端末のうち、リース期間が終了する端末を更新するため、県と共同調達の手続きを進めていたところ、想定していた納品期限に間に合わないと通知を受け、10月稼働までに契約手続き及び納品を完了する必要があることから、臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第12号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年7月8日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

品 名	数 量
タブレットパソコン (ソフトウェア含む)	260台

2 事業スケジュール

令和6年	7月中旬	入札、契約
令和6年	7月25日	教育委員会会議
令和6年	10月末	納品完了・セッティング・運用開始

3 予算

事業費 22,110千円

財 源 一般財源 22,110千円

積算額 19,743千円

4 取得の目的 G I G Aスクール構想により整備した端末の一部を
更新するため。

5 契約の方法 指名競争入札

報告第3号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年7月25日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和7年度に冷房設備が設置される学校のうち、第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校、苫生小学校、大畑小学校、田名部中学校及び大平中学校において、受変電設備（キュービクル）の容量不足により冷房稼働のために改造が必要である。6月末で設計業務委託が完了し、十分な工期を確保するためは工事に関する契約事務を早急に進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第13号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年7月8日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 事業概要

令和7年夏前までに冷房設備を設置する市内小中学校9校のうち、第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校、苫生小学校、大畑小学校、田名部中学校及び大平中学校において、受変電設備（キュービクル）の容量不足により、冷房を稼働させるために改造を要するが、6月末で設計が完了したため、工事を行うものである。

（キュービクルの更新となり、より長期間の工期を要するむつ中学校、大湊中学校は、先行して工事発注済み）

2 工事場所

市内各小中学校

3 事業スケジュール

令和6年	7月中旬～下旬	工事契約に係る事務依頼
令和6年	8月上旬～中旬	指名競争入札、契約締結
契約締結後	～ 令和7年6月末	工事期間（継続費）

4 事業費（今回分概算）

令和6年度	50,433千円
令和7年度	33,622千円
合計	84,055千円

財 源：学校施設等整備事業債

令和6年度	37,800千円
令和7年度	25,200千円
合計	63,000千円

地域振興基金繰入金

令和6年度	12,633千円
令和7年度	8,422千円
合計	21,055千円

報告第4号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年7月25日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和6年6月、むつ市第260回定例会にて補正予算が可決された、市内小中学校トイレ洋式化工事について、十分な工期を確保するために早急に工事に関する契約事務を進める必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第14号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年7月8日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

1 事業概要

市内小中学校の環境整備を図るため、第一田名部小学校、第二田名部小学校、
苔生小学校、大平小学校、田名部中学校、むつ中学校及び大平中学校において、
トイレ洋式化工事を行うものである。

2 工事場所

市内各小中学校

3 事業スケジュール

令和6年 7月中旬頃から順次 工事契約に係る事務依頼

令和6年 8月上旬頃から順次 指名競争入札、契約締結

契約締結後 ～ 令和7年3月末 工事期間

※工期確保のため、発注書類が整った学校から順次契約事務を開始する。

4 事業費

小学校費 195,000千円

中学校費 219,000千円

合計 414,000千円

財源：旧合併特例事業債 393,300千円

一般財源 20,700千円

合計 414,000千円

令和7年度使用教科用図書採択について

(参考) 小学校 採択：令和5年度、使用：令和6年度～9年度

中学校 採択：令和6年度、使用：令和7年度～10年度

1 採択について

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】。

【地教行法第21条】

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

【第6号】

教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

※ 上記より、各市町村教育委員会がそれぞれ独自に採択権を持つこととなります。

※ 一方、実際には、採択に係る負担を軽減するため、【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】により、複数の市町村教育委員会が採択地区協議会を設置し共同して教科書を採択することとされています（下北むつ地区教科用図書採択地区協議会は、管内市町村教育委員会教育長をもって構成されています）。

採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目毎に同一の教科書を採択しなければならないとされています。

採択地区協議会に所属するすべての教育委員会において、教科書採択が教育長に委任されている場合は、採択地区協議会の決定がそのまま全教育委員会の採択となり、採択が確定します。

2 下北むつ地区教科用図書採択地区協議会の採択の流れ

※今年度は、来年度から中学校で使用する教科書を採択

- ① 4月16日 ・ 第1回採択地区協議会（管内教育長）
- ② 6月中旬 ・ 研究調査
 ・ 選定資料作成
- ③ 6月14日～7月3日又は7月9日
 ・ 教科用図書展示会
 （むつ市立大湊中学校・大間町立大間小学校）
7月5日 ・ 各小学校で報告書を作成し、所管教委へ提出
- ④ 7月18日 ・ 第2回採択地区協議会
 （管内教育長・主査・専門委員・父母委員）
 ・ 主査報告及び採択協議
- ⑤ 7月31日 ・ 採択結果をむつ市HPにて公開

3 今後の教科用図書の採択について

令和 9年度 → 令和10年度から使用する小学校教科用図書を採択

令和10年度 → 令和11年度から使用する中学校教科用図書を採択

報告第6号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年7月25日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

I C Tを活用した学習環境の充実を図るため、市内の小・中学校に電子黒板機能付大型提示装置及び大型提示装置を配備するものである。

むつ市教育委員会臨時代理第15号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1号の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和6年7月4日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

1 取得する財産

物品 電子黒板機能付大型提示装置等

品名	数量
電子黒板機能付大型提示装置 (仕様A)	17台
電子黒板機能付大型提示装置 (仕様B)	16台
大型提示装置	39台

2 事業スケジュール

令和6年 6月 令和6年度補正予算要求
令和6年 7月中旬 入札、本契約
令和6年 7月下旬 教育委員会
令和6年 8月末 納品完了

3 予算

歳出見積額 電子黒板機能付大型提示装置（仕様A） 19,981千円
電子黒板機能付大型提示装置（仕様B） 17,900千円
大型提示装置 15,745千円

歳入見積額 合計：53,626千円

内訳：デジタル田園都市国家構想交付金 ※6月補正予算

4 取得の目的 ICTを活用した学習環境の充実を図るため

5 契約の方法 指名競争入札